

○豊島区地域活動交流センター条例施行規則

平成29年 3 月 28 日

規則第24号

改正 平成29年11月 1 日規則第63号

改正 令和元年 5 月 7 日規則第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 16 日規則第14号

改正 令和 6 年 3 月 26 日規則第12号

改正 令和 7 年 3 月 26 日規則第34号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区地域活動交流センター条例（平成29年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）第 8 条及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(団体登録の要件)

第 2 条 条例第 8 条に規定する登録団体の登録要件は、次の各号に掲げるものすべてとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）別表に掲げる公益性のある活動を行う団体であること。
- (2) 区内で活動を継続している団体であること。
- (3) 構成員が 4 名以上であり、かつ、当該構成員に区内に在住、在勤若しくは在学している者を 2 名以上含んでいる団体（法人格を有する団体を除く。）であること又は区内に主たる事務所が所在する特定非営利活動法人その他の非営利法人であること。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
- (5) 営利を主目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の存立・運営の拠り所となる定款、会則等が整備され、会計の処理が適切になされていること。
- (7) 条例第16条第 1 項に規定する運営協議会に加入し、条例第 3 条各号に掲げる事業に協力すること。

(登録の申請)

第 3 条 条例第 8 条の規定により登録を受けようとする団体は、団体登録申請書（別記第 1 号様式）及び団体登録書（別記第 2 号様式）に次の各号に掲げる書類の写し等を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は会則
- (2) 団体の会員名簿
- (3) 団体の申請年度の収支予算書及び事業計画書
- (4) 団体の直近の収支計算書（決算書）及び事業報告書

(5) 団体のその他の活動状況が分かるもの（団体活動のパンフレット等）

（登録の決定）

第4条 区長は前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号の規定に適合するかを審査し、登録の承認又は不承認について決定し、登録承認通知書（別記第3号様式）又は登録不承認通知書（別記第4号様式）により、申請団体に通知するものとする。

(1) 第2条各号のすべての要件を満たしていること。

(2) 豊島区地域活動交流センター（以下「センター」という。）の設置目的に沿わない利用をする恐れがないこと。

(3) 第8条第1項の登録承認の取消しを受けた団体については、取消しの日から1年以上経過していること。

（登録更新日及び登録の有効期間）

第5条 登録更新日は、令和2年7月1日及び同日から3年ごとの7月1日とし、登録の有効期間は、登録の承認の日又は登録更新日から次の登録更新日の前日までとする。

（令元規則1・一部改正）

（登録の更新）

第6条 第4条又は次項の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）が登録を更新する場合は、有効期間終了日の2か月前から有効期間終了日までの間に、第3条に準じて、団体登録申請書（別記第1号様式）及び団体登録書（別記第2号様式）を区長に提出するものとする。ただし、区長は第3条各号に規定する添付書類の提出を一部免除することができる。

2 区長は、前項の規定による更新申請があった場合は、第4条に準じて、登録承認通知書（別記第3号様式）又は登録不承認通知書（別記第4号様式）により、申請団体に登録の承認又は不承認を通知するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録団体は、次の各号のいずれかの内容に変更が生じた場合は、速やかに団体登録書（別記第2号様式）に変更に関わる添付書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 団体名及び団体所在地

(2) 団体代表者の氏名、住所及び連絡先

(3) 団体の定款又は会則

（登録の取消し）

第8条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第2条各号の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 連絡が不通等で、団体の状況を確認できないとき。
 - (3) 登録団体より登録取消しの申し出があったとき。
 - (4) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が登録にふさわしくない団体と認めたとき。
- 2 登録承認の取消し等を行う場合は、登録承認取消し等決定通知書（別記第5号様式）により、代表者等に通知するものとする。

（運営協議会）

第9条 条例第16条第1項に規定する運営協議会は、会則を制定又は改定した場合は、区長へ届け出るものとする。

2 運営協議会は、区長の承認を得て、条例第4条に規定する情報及び交流コーナー、作業コーナー及び会議室の利用方法を定めることができるものとする。

3 区長は、前項の利用方法が条例第10条各号の規定に該当すると認める場合には、利用方法を変更することができる。

（利用者の義務）

第10条 センターの利用者は、条例及びこの規則で規定するもののほか、区長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規則第63号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日規則第14号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月26日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に登録の承認を受けている団体に係る登録要件については、令和8年6月30日までの間、この規則による改正後の豊島区地域活動交流センター条例施

行規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月 日規則第 号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

豊島区地域活動交流センター団体登録申請書（新規・更新）

_____年 _____月 _____日

豊 島 区 長 様

豊島区地域活動交流センター条例施行規則第3条の規定に基づき、次のとおり団体登録を申請します。

なお、本申請書類が、豊島区行政情報公開条例（平成12年条例第2号）に規定する行政情報となることを了解します。

また、申請団体は特定の政治活動、宗教活動を目的とした活動や営利を主目的とした活動を行う団体ではありません。

申請者

団体名 _____

代表者名 _____

記

1. 添付書類

- （1）豊島区地域活動交流センター団体登録書（第2号様式）
- （2）定款または会則
- （3）会員名簿（※1）
- （4）申請年度の収支予算書、事業計画書
- （5）直近の収支計算書（決算書）、事業報告書
- （6）その他活動状況がわかるもの（団体活動のパンフレットなど）

2. 地域活動交流センターのメールボックスの利用希望

有り ・ 無し

- ※1 任意団体については、構成員が4名以上であり、かつ、構成員のうち区内在住、在勤、在学者2名以上の区内の住所（在勤又は在学者にあつては、勤務先又は学校の名称及び所在地）を含む名簿のご提出が必要です。
なお、区内に主たる事務所が所在する特定非営利活動法人その他の非営利法人については上記構成員の要件はありません。

別記第2号様式（第3条関係）

豊島区地域活動交流センター団体登録書

(ふりがな) 団 体 名			
団体所在地	〒		
連絡先電話番号		連絡先 FAX	
Eメール			
代表者氏名			
代表者住所	〒		
代表者電話番号			
連絡担当者氏名・ 電話番号			
設立年月日 (法人認証日)	年 月 日 ()		
会 員 数	人		
活動分野 (該当分野に○を記入)	① 保健・医療・福祉の増進 ② 社会教育の推進 ③ まちづくりの推進 ④ 観光の振興を図る活動 ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興 ⑥ 学術、文化、芸術、スポーツの振興 ⑦ 環境の保全 ⑧ 災害救援 ⑨ 地域安全 ⑩ 人権の擁護又は平和の推進 ⑪ 国際協力 ⑫ 男女共同参画 ⑬ 子どもの健全育成 ⑭ 情報化社会の発展 ⑮ 科学技術の振興 ⑯ 経済活動の活性化 ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ⑱ 消費者の保護 ⑲ 中間支援団体 ⑳ 都条例で指定する活動		
具体的な活動内容			
主な活動地域	区内 () 地域・区外 ()		
最近の活動実績			
備 考			

第 号
年 月 日

様

豊島区長 （ 氏 名 ）

登 録 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請があった、豊島区地域活動交流センターの団体登録について、下記のとおり（新規・更新）登録を承認しましたので、豊島区地域活動交流センター条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

記

1. 団体名

2. 代表者

（1）住 所

（2）氏 名

3. 登録有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

4. メールボックスの利用 有り ・ 無し

【担当課】

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

豊島区長 （ 氏 名 ）

登 録 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請があった、豊島区地域活動交流センターの団体登録について、下記の理由により（新規・更新）登録を不承認にしましたので、豊島区地域活動交流センター条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

記

1. 団体名

2. 代表者

（1）住 所

（2）氏 名

3. 不承認理由

【担当課】

【裏面あり】

- ※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

豊島区長 （ 氏 名 ）

豊島区地域活動交流センター登録承認取消し等決定通知書

このことについて、豊島区地域活動交流センター条例施行規則第8条の規定に基づき、下記の処置を行いましたので通知します。

1. 処置の内容

2. 処置の理由

3. 処置年月日及び期間

4. その他

【担当課】

【裏面あり】

- ※ 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

（平29規則63・全改）

（令元規則1・全改）

（令3規則14・全改）

（令5規則12・全改）

（令6規則34・全改）

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

別記第 5 号様式（第 8 条関係）